



# 自筆遺言（自筆証書遺言）と 公正証書遺言の違いについて

## 【自筆遺言（自筆証書遺言）とは？

自筆遺言（自筆証書遺言）とは、被相続人（故人）が、生前に保有している財産を誰に引き継がせるのかなどを明らかにした自筆の遺言書です。

「遺言書本文」については、**全て自書**しなければなりません。

遺言書本文には、どの財産を誰に引き継がせるのかを明確な記載を行い、作成日、住所、作成者（氏名）を記載し、押印が必要になります。

但し、別紙目録（物件等目録）については、署名押印を除いてパソコンで作成しても良いとされています。

## 自筆証書遺言の方式（全文自書の見本）

### 遺言書本文

（全て自書しなければならないものとする。）

#### 遺言書

- 私は、私の所有する別紙目録第1記載の不動産を、長男甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 私は、私の所有する別紙目録第2記載の預貯金を、次男甲野次郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 私は、上記1及び2の財産以外の預貯金、有価証券その他一切の財産を、妻甲野花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。
- 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
職 業 弁護士  
氏 名 岩永 太郎  
生年月日 昭和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

住所 長崎県長崎市中町5番23号

長 崎 太 郎 (印)

### 別紙目録

（署名部分以外は自書でなくてもよいものとする。）

#### 物件等目録

- 不動産
  - 土地  
所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目  
地 番 〇番〇  
地 積 〇〇平方メートル
  - 建物  
所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種 類 居宅  
構 造 木造瓦葺2階建  
床 面 積 1階 〇〇平方メートル  
2階 〇〇平方メートル
  - 区分所有権
    - 棟の建物の表示  
所 在 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション
    - 専有部分の建物の表示  
家屋 番号 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番の〇〇  
建物の番号 〇〇  
床 面 積 〇階部分 〇〇平方メートル
    - 敷地権の目的たる土地の表示  
土地の符号 1  
所在跡地番 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇  
地 目 宅地  
地 積 〇〇平方メートル
    - 敷地権の表示  
土地の符号 1  
敷地権の種類 所有権  
敷地権の割合 〇〇〇〇分の〇〇〇
- 預貯金
  - 〇〇銀行〇〇支店 普通預金  
口座番号 〇〇〇
  - 通常貯金  
記 号 〇〇〇  
番 号 〇〇〇

長 崎 太 郎 (印)



## 【公正証書遺言】とは？

公正証書遺言とは、公証人役場で作成される遺言書ですが、原本は公証人役場で保管し、その控えは、法律事務所等で保管します。

記載する内容は、自筆遺言(自筆証書遺言)と異なるものではなく、その形式に違いがあります。

## 自筆遺言(自筆証書遺言)のメリット・デメリット

### メリット

- ◇いつでも、費用をかけることなく作成できる
- ◇書き直しができる

### デメリット

- ◆死後、遺言書本文の内容の「法的有効性」が争われる可能性が高い
- ◆遺言書を隠滅される可能性がある
- ◆家庭裁判所による「検認手続き」が必要になる

## 公正証書遺言のメリット・デメリット

### メリット

- ◇公証人役場において、公証人が作成に関与するため、その「法的有効性」が担保される
- ◇公正証書遺言の場合、家庭裁判所による「検認手続き」が不要になる
- ◇簡単に書き換えることが不可能であるため、親族による不正のリスクは回避できる

### デメリット

- ◆証人を手配しなければならない  
※この証人については、当事務所において遺言書作成事件を受任した場合、弁護士と職員が立ち会うので、原則必要ありません。
- ◆ご本人が公証人役場まで出向かなければならない  
※公正証書遺言を作成するときは、原則として公証人役場へご本人が出向かなければなりません。例外としてご本人が病気等で外出することが困難な場合には、公証人が自宅や病院等に出張することができます。